

## 予約について

【事務受付時間9:00～21:00 休館日12/29～1/3】

### 空き状況の確認

お気軽にお問い合わせください。TEL073-422-4108  
 予約の申し込み受付は4ヶ月前からです。  
 ただし、大会・イベント等の開催のため、予約をお受けできない場合がございますので事前にご確認をお願いいたします。

### 各申込書の提出

各申込書用紙はホームページ「予約について」からPDFをダウンロードください。  
 受付は事務所窓口か申込書を郵送または、FAXでお送りください。

### 利用承認書の発行

「利用申込書」の受付後に審査のうえ発行されます。  
 ご利用の際は利用承認書をご持参ください。

### 施設利用

利用当日に施設利用料を現金でお支払いください。  
 施設設備・器具の準備・原状回復は職員の指示に従ってください。  
 施設設備・器具は大切に取り扱いください。  
 利用後は床清掃(モップかけ)を行ってください。

### 利用の中止(キャンセル)

利用の中止には「利用承認取消願」の提出が必要です。  
 利用日の2日前以後に利用承認取消願の提出があった場合には、附属設備を除く施設利用料金をいただきます。

## 交通アクセス

### 徒歩で お越しの方

JR和歌山駅から 900m  
 南海和歌山市駅から 2.1km  
 最寄りバス停「吉田」 東側200m・西側130m



### 和歌山バスを利用 してお越しの方

JR和歌山駅から94・171系統 所要時間6分  
 南海和歌山市駅から71・94・96系統 所要時間7分  
 ＊路線バスのご利用には、運行会社の運行状況(お帰りの時間・路線等)を予めご確認いただきますようお願いいたします。



### JR紀和線を利用 してお越しの方

南海和歌山市駅からJR和歌山駅 所要時間7分

### 高速道路を利用 してお越しの方

阪和自動車道「和歌山インター」出口から約15分



### 駐車場 約150台(無料)

障害者用駐車区画2台・ゆずりあい駐車区画2台  
 駐車台数には限りがあります。  
 お越しの際は、公共交通機関をご利用ください。  
 周辺の道路や商業施設等への違法・迷惑駐車はお止めください。

## お問い合わせ先 和歌山県立体育館

〒640-8392 和歌山県和歌山市中之島2238

TEL.073-422-4108

FAX.073-422-4109

<http://www.wakayamasposhin.or.jp/taikukan/>

# Sports Base

WAKAYAMA PREFECTURAL GYMNASIUM

## 和歌山県立体育館

検索



@wakayama\_kentai



指定管理者



公益財団法人和歌山県スポーツ振興財団

Facebookもチェック

@wakayamasposhin



昭和39(1964)年4月1日の開館以来、長年にわたり和歌山県のスポーツ活動の拠点として親しまれています。

# Sports Base 和歌山県立体育館

体育場(本館) [43.16×38.95m]



ハンドボール	1面
バスケットボール	2面
テニス	2面
バレーボール	3面
バドミントン	10面
卓球	27台

[本館]体操・新体操・柔道・剣道・ボクシング・展示会・講習会・試験会場などに利用可

補助体育館 [22×15m]



バドミントン	2面
卓球	6台

[補助館]ウエイトリフティング・ボクシング・展示会・講習会・試験会場などに利用可

会議室



施設概要

- 競技場：[体育場] 43.16m×38.95m 1,681.08m<sup>2</sup> [補助体育館] 22m×15m 330.00m<sup>2</sup>
- 収容人員：[体育場] 最大約5,500人(1F・3,000人/2F・2,500人) [補助体育館] 約300人 ○敷地面積：8,925.61m<sup>2</sup>
- 建築面積：[体育場] 3,301.64m<sup>2</sup> [補助体育館] 412.50m<sup>2</sup> ○延床面積：[体育場] 5,239.83m<sup>2</sup> [補助体育館] 495.00m<sup>2</sup>
- 建築階数：[体育場] 地上2階/一部地下1階 [補助体育館] 一部2階
- 駐車台数：乗用車(約150台)/障害者用駐車区画2台・ゆずりあい駐車区画2台/駐輪100台
- 和歌山市避難場所となっています。



## 和歌山県立体育館利用料金表

種別		9:00~12:00	13:00~17:00	17:30~21:00	9:00~17:00	13:00~21:00	9:00~21:00	超過1時間につき(8~22)
体育場(本館)	利用する場合	8,100	10,780	12,750	18,880	23,540	25,310	2,700
	入場料無料	9:00~17:00		17:00~21:00				
	時間帯料金	2,695/1時間		3,187/1時間				
	入場料有料	20,250	26,980	31,880	47,220	58,860	79,090	8,100
合外	アマチュアスポーツ以外の催物に利用する場合	42,500	56,660	66,940	99,160	123,600	166,100	10,690
	上記以外の催物	28,330	37,780	44,620	66,110	82,400	110,740	8,100
補助体育館	入場料無料	9:00~17:00		17:00~21:00				
	時間帯料金	540/1時間		647/1時間				
会議室	※空調利用の場合	1,400	1,400	1,400	2,800	2,800	4,320	390
	控室(和室)	1,620	1,940	1,940	3,560	3,780	5,500	540

- 備考 ○体育場を利用する場合において、アマチュアスポーツの練習のためその一部を利用するときは、その利用床面積に応じ、この表に定める利用料金の額の1/2又は1/3の額とする。
- 体育場及び補助体育館を事前準備又は原状回復のために利用する場合(催物を行う日において事前準備又は原状回復のために利用する場合を除く。)の利用料金は、利用料金の額の1/2の額とする。
- 入場料有料の場合とは、入場料若しくは会費これに類するものを含む。以下同じ。)を徴収し、又は商品の売上げに対し入場券等を発行して入場させる場合をいうものとする。
- 体育場をアマチュアスポーツ以外の催物に利用する場合であって入場料有料の場合においては、利用料金に加算する場合があります。
- 体育場を利用する場合には、定めている基準照度以上に天井照明を利用するときは、利用時間により料金が必要です。
- 午後10時から翌日の午前8時までの間に利用する場合の超過1時間当たりの利用料金に1.5を乗じます。
- 体育場及び補助体育館をアマチュアスポーツに利用する場合における附属設備の利用料金は1/2です。
- 「障害者」「障害者団体」が利用する場合における利用料金の額は1/2です。＊減免申請書が必要です。
- 小学校の児童若しくは中学校、高等学校若しくは中等教育学校の生徒又はこれらに準ずると認められる者が利用する場合における利用料金の額は1/2です。

### その他の設備

種別	単位	利用料金
床パネル	1枚1回	60
シャワー室	1人1回	60
ストーブ	1台1回	590
扇風機	1台1回	350
フットライト	1式1回	710
ポーターライト	1列1回	2,370
CDプレーヤー	1台1回	710
電光掲示板	1基1回	2,060
電光秒タイマー	1コート1回	1,540
電源	1kwh	20

### 附属設備

種別	単位	利用料金
ステージ	1基1回	3,340
補助椅子	1脚1回	20
音響設備	アンプ 1基1回 マイク 1本1回	1,400 330

### 冷暖房設備

種別	単位	利用料金
体育場(本館)	1時間あたり	5,000
補助体育館	1時間あたり	1,000

和歌山県立体育館